

機関番号：23803
 研究種目：若手研究（B）
 研究期間：2008 ～ 2010
 課題番号：20730303
 研究課題名（和文） 保険負債の公正価値評価がもたらす企業行動の変化とその経済的影響
 研究課題名（英文） Changing Corporate Behavior and Economic Consequences of Insurance Liabilities by Evaluated Fair value
 研究代表者
 上野 雄史（UENO TAKEFUMI）
 静岡県立大学・経営情報学部・講師
 研究者番号：40405147

研究成果の概要（和文）：本研究では、IASB の方向性と既存の GAAP との相違点を明らかにした上で、IASB が提案する保険契約の会計基準が適用された場合の経済的な影響を予測し、考察した。既存の保険会社の GAAP は保険会社の資金提供者である保険契約者を保護する機能を持っている。つまり、情報提供機能よりも利害調整目的が重視されてきた。わが国の保険会社は北本（1974）が「超保守性」といったように、諸外国（特にアングロサクソン諸国）よりも一層保守的な会計慣行が容認されてきた。IASB は保険会社（保険契約）の GAAP についての基準設定を進めており、その中で保険負債を公正価値測定により行うモデルを提示している。保険契約の会計基準は保険会社を一般の企業と同じ競争のフィールドに置くことを意味する。保険会社のあり方そのものを変えることが求められるといっても過言ではないであろう。

研究成果の概要（英文）：This research expects the economic consequences of the new Insurance accounting standards by IASB. First, I explore differences between IFRS and currently GAAP. And then, I expect the economic consequences. Currently GAAP has a system to protect insurers. If new insurance accounting standards has adopted Japanese insurance companies, they have to change their management policy. This means that Japanese insurance industry will be in the same field in other industry.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008 年度	800,000	240,000	1,040,000
2009 年度	700,000	210,000	910,000
2010 年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	2,300,000	690,000	2,990,000

研究分野：会計学

科研費の分科・細目：財務会計

キーワード：保険負債，公正価値，企業行動

1. 研究開始当初の背景

本研究は国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board：以下、IASB という）が提示する「保

険契約の会計基準」の経済的な影響について考察したものである。わが国の保険会社に対する会計上の規則は、保険業法等に一部規定があるものの包括的なものは存在しない。保

保険業法施行規則第 24 条に「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない。」とあるように、保険業を営む企業も他の業種と同じく一般に公正妥当と認められた会計基準 (Generally Accepted Accounting Principles: 以下, GAAP という) に準拠する。ただし、保険会社の GAAP は、保守性、継続性を重視する観点から、一般の GAAP に準拠しつつも、独自の GAAP が適用される項目が存在する。各国で程度の差はあるものの、保険契約に関する負債の計上額に関しては保守的な見積りが行われている。

現在、IASB は保険会社 (保険契約) の GAAP についての基準設定を進めており、その中で保険負債を公正価値測定により行うモデルを提示している。IASB の志向している保険会計の枠組みは、既存の各国の GAAP とは異なる。会計慣行として許容してきた保守性を排除し、保険契約と金融商品との測定方法の首尾一貫性を持たせ、比較可能性を高めることにある。

2. 研究の目的

保険会社の GAAP は一般の GAAP とは異なる部分が多い。また保険会社の GAAP を取り巻く状況は保険事象の複雑性、そして各国の会計実務・監督体制の多様性により相当複雑である。IASB は 10 年以上の間、保険会社の GAAP について検討しているが、未だに基準設定に至っていないということからも、他の基準と比較して統一した基準を作成することが如何に困難なのかが分かる。本稿では、IASB の方向性と既存の GAAP との相違点を明らかにした上で、IASB が提案する保険契約の会計基準が適用された場合の経済的な影響について予測し、考察していく。

3. 研究の方法

わが国の保険会社に対する会計上の規則は、保険業法等に一部規定があるものの包括的なものは存在しない。保険業法施行規則第 24 条に「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない。」とあるように、保険業を営む企業も他の業種と同じく一般に公正妥当と認められた会計基準 (Generally Accepted Accounting Principles : 以下, GAAP という) に準拠する。ただし、保険会社の GAAP は、保守性、継続性を重視する観点から、一般の GAAP に準拠しつつも、独自の GAAP が適用される項目が存在する。各国で程度の差はあるものの、保険契約に関する負債の計上額に関しては保守的な見積りが行われている。

現在、IASB は保険会社 (保険契約) の GAAP についての基準設定を進めており、その中で保険負債を公正価値測定により行うモデルを提示している。IASB の志向している保険会計の枠組みは、既存の各国の GAAP とは異なる。会計慣行として許容してきた保守性を排除し、保険契約と金融商品との測定方法の首尾一貫性を持たせ、比較可能性を高めることにある。

保険会社の GAAP は一般の GAAP とは異なる部分が多い。また保険会社の GAAP を取り巻く状況は保険事象の複雑性、そして各国の会計実務・監督体制の多様性により相当複雑である。IASB は 10 年以上の間、保険会社の GAAP について検討しているが、未だに基準設定に至っていないということからも、他の基準と比較して統一した基準を作成することが如何に困難なのかが分かる。本稿では、IASB の方向性と既存の GAAP との相違点を明らかにした上で、IASB が提案する保険契約の会計基準が適用された場合の経済的な影響について予測し、考察していく。

なお IASB は保険負債の評価方法について公正価値ではなく、現在出口価値という概念を提示している。IASB は「現在出口価値」と「公正価値」の定義について、2つの概念が同一なのかはまだ決定できていないとする一方で、現在出口価値と公正価値との重要な差異を確認していない (IASB 2007, C7) と述べている。本稿では両者は同一の概念であるという前提で公正価値という用語に統一して論じていきたい。

4. 研究成果

(1) 経済的影響と企業行動

会計基準が改められると背後の経済事象は以前とまったく同一でも、ルール変化のためにそれは会計数値には違ったように描写される。この変化は、企業のパフォーマンス評価に響く恐れがある。会計ルールの変化に応じて企業の評価体系が即座に修正されない限り、こうした影響を免れることはできない。つまり、新しい会計基準が導入された際に、評価体系という「締め付けのメカニズム」が緩和されない限り、企業経営者は、新たな尺度と「締め付けのメカニズム」との間に生じたギャップを、調整しなければならない。

こうした調整手段として考えられる方法が2つある。会計的裁量行動と実質的裁量行動である。会計的裁量行動は会計処理方法の選択により会計数値を動かす行為である。そのため背後の経済実態やキャッシュ・フローは変化していない。会計的裁量行動の実際の例として、減価償却や棚卸資産の会計処理方法の選択などが挙げられる。一方、実質的裁量行動は、会計数値を操作するために経済取引を通じてキャッシュ・フローを動かす行為である。実質的裁量行動の例として、研究開発費や設備投資の縮小もしくは中止、また退職給付制度の変更による利益捻出などが挙げられる。経営者にとって不利益になる要素は、

企業の調整行動を誘発する要因となりうる。

企業は経済活動を行う以上、安定した収益の獲得が求められている。企業において当期純利益（損失）は、各期の経営成績を表す最も重要な指標であり、外部の利害関係者が企業評価する上での判断材料としても用いられる。

保有する責任準備金が公正価値測定により変動し、その損益が損益計算書に計上されることになれば、毎期の保険会社における期間損益のボラティリティは大きくなる。こうしたボラティリティの高まりは、利益平準化 (income smoothing) を望む企業経営者に裁量行動を生じさせる動機付けになりうる。利益の不安定化を嫌った経営者の裁量行動は利益平準化行動と呼ばれる。利益平準化行動とは、単一の期間というよりも時系列でみて、異常に高い利益の報告を回避する一方で、正常以下の利益の報告を避けようとする企業行動のことである。

わが国の保険会社に関する実証的知見が少ないため、断定は出来ないがわが国においても現在に至るまで利益調整目的で会計的もしくは実質的裁量的を多少なりと行っていたと考えられる。ただし、利益平準化行動という動機付けは、他業種の企業ほど強くないと考えられる。保険会社の GAAP では保守的な会計処理が容認されており、期間損益のボラティリティは小さい。こうした状況下では期間損益のボラティリティを抑制する動機付けは小さかったと考えられる。

しかし、期間損益のボラティリティが高くなれば状況は変わる。保険契約の会計基準が適用された場合、保険負債の公正価値測定による期間損益のボラティリティを減少させるために、会計的・実質的裁量行動が引き起こされる可能性がある。保険負債の測定にどれだけの厳密性が求められるかによるが、各

測定値を操作（選択できる範囲で）して、ボラティリティを極力減少させようとする行動を取る可能性もある。また、こうした操作が不可能な状況であれば（内部統制の徹底や監査の厳格化により）、実質的な裁量行動にシフトする可能性がある。

最も懸念されることは、実質的裁量行動により保険会社の経営戦略が近視眼的になってしまうことであろう。保険会社の運営、とりわけ生命保険会社にとって、その性質上、長期の経営視点を持つことは不可欠である。目先の利益を追求し、長期的には不利になりかねない近視眼的行動を選択してしまうことが懸念される。

（2）将来に及ぼす影響

本研究では、まず既存の保険会社の GAAP の位置づけを明確化し、その上で IASB の提案する保険契約の会計基準について論じた。その中で公正価値測定により保険負債の評価損益が毎期損益計算書に計上された場合の影響について考察した。

既存の保険会社の GAAP は SAP との調整が行われ、保守的な会計処理が行われてきた。保険会社の GAAP は情報提供機能よりも利害調整機能が重視されており、保険契約者を保護する意味合いが強かったと考えられる。

IASB の方向性は、情報提供機能を重視することであり、既存の保険会社の GAAP のあり方を根本から変えるものである。具体的には、保険会社の GAAP にこれまで認められてきた保守的な会計処理を廃し、他業種との比較可能性を高め、金融商品などの項目と首尾一貫した測定アプローチを採ることにある。このアプローチは期間損益のボラティリティを高め、保険会社の裁量行動を引き起こす可能性がある。

わが国の保険会社は北本（1974）が「超保守性」と言ったように、諸外国（特にアング

ロサクソン諸国）よりも一層保守的な会計慣行が容認されてきた。これは金融ビッグバン以降でも基本的には変わらない。たとえば、2000 年度から適用された「金融商品に係る会計基準」では、資産変動のボラティリティを抑制するために保険会社を対象に責任準備金対応債券という新たな区分が設けられている。

IASB による保険契約の会計基準の適用は保険会社を一般の企業と同じ競争のフィールドに置くことを意味する。保険会社のあり方そのものを変えることが求められるといっても過言ではないであろう。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 3 件）

1. 「将来キャッシュ・フローの見積りと経営者裁量—保険負債の測定を中心として—」『保険学雑誌』609号, 2010年6月, 81-98.
2. 「会計情報における信頼性の問題—将来キャッシュ・フローの見積りを中心として—」『会計・監査ジャーナル』（日本公認会計士協会編/第一法規）, 第22巻第1号, 2010年1月, 131-138.
3. 「規制緩和後の保険業における企業会計と情報開示」『保険学雑誌』第 611 号, 2010 年 3 月, 41-60

〔学会発表〕（計 4 件）

1. 「保険負債の公正価値評価に関する一考察」日本会計研究学会年次大会（立教大学）, 2008年9月10日.
2. 「会計情報における保険負債の目的適合性と信頼性—将来キャッシュ・フローを中心として—」保険学セミナー（（財）生命保険文化センター）, 2009年5月16日.
3. 「会計規制と経営者行動の変化に関する研究」日本行動計量学会第 37 回全国大会, 大分大学医学部, 2009年8月7日.
4. 「保険負債の特殊性と情報開示」日本保険学会関西西部会, 龍谷大学大阪梅田キャンパス, 2010年6月19日.

〔図書〕（計 0 件）

〔産業財産権〕

○出願状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況（計◇件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

上野 雄史 (UENO TAKEFUMI)

静岡県立大学・経営情報学部・講師

研究者番号：40405147

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：